

川国保第 6 5 8 号

令和 7 年 8 月 4 日

川越市国民健康保険運営協議会

会 長 小ノ澤 哲 也 様

川越市長 森 田 初 恵



川越市国民健康保険税の課税限度額及び税率等の改定に
ついて（諮問）

このことについて、川越市国民健康保険に関する規則第 2 条の規定
に基づき、下記のとおり諮問します。

記

川越市国民健康保険税の課税限度額及び税率等の改定について

別添のとおり

川越市国民健康保険税の課税限度額及び税率等の改定について（諮問）

1 国民健康保険税課税限度額の改定について

（１）改定の内容

- ・国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を、６５万円から６６万円に、及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、２４万円から２６万円に改める。

区 分	現 行	改 定 案	差
基礎課税額分（医療分）	６５万円	６６万円	１万円
後期高齢者支援金等分	２４万円	２６万円	２万円
介護納付金分	１７万円	１７万円	なし
合 計	１０６万円	１０９万円	３万円

- ・国民健康保険税の子ども子育て支援金課税額に係る課税限度額を埼玉県が算定する令和８年度市町村標準保険税率とする。

（２）施行期日

令和８年４月１日（令和８年度課税分から適用）

2 国民健康保険税率等の改定について

(1) 改定の内容

- ・国民健康保険税の基礎課税額分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の均等割額及び所得割の税率を、次のように改める。

区 分	項 目	現 行	改 定 案	差
基礎課税額分 (医療分)	所得割税率	7.25%	7.33%	0.08%
	均等割額	36,300 円	44,900 円	8,600 円
後期高齢者 支援金等分	所得割税率	2.70%	2.73%	0.03%
	均等割額	14,100 円	16,500 円	2,400 円
介護納付金分	所得割税率	2.20%	2.27%	0.07%
	均等割額	15,000 円	16,300 円	1,300 円
合 計	所得割税率	12.15%	12.33%	0.18%
	均等割額	65,400 円	77,700 円	12,300 円

- ・国民健康保険税の子ども子育て支援金分の均等割額及び所得割の税率を、埼玉県が算定する令和8年度市町村標準保険税率とする。

(2) 施行期日

令和8年4月1日（令和8年度課税分から適用）